

立川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和2（2020）年度策定

1 目的

立川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、立川市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び一般市民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2 位置付け

立川市耐震改修促進計画を補完する施策として位置付け、耐震化に関する緊急的な取組方針を定めるものである。

3 対象区域

立川市全域とする。

4 対象建築物

建築基準法における旧耐震基準（昭和56（1981）年5月31日以前に工事着手したもの）により建築された木造の戸建て住宅、共同住宅及び併用住宅（住宅以外の用途部分の面積が延べ面積の2分の1未満のもの）とする。

5 実施期間

令和2（2020）年度から令和7（2025）年度とする。ただし、アクションプログラムの進捗状況のほか、社会情勢等の変化や関連計画の改定等に応じて見直しを行う。

6 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表する。

7 取組内容

（1）木造住宅所有者に対する直接的な耐震化促進の取組

●戸別訪問事業（委託）

耐震化を実施していない木造住宅所有者に対して、建築関係経験者による戸別訪問を実施し、耐震化の必要性や耐震化に係る費用の助成制度の説明をパンフレット等を用いて行い、制度利用を促す。

●アドバイザー派遣事業（委託）

本市で実施した無料の簡易耐震診断受診者で耐震診断が未実施の住宅所有者に対して、建築関係経験者による戸別訪問を行い、耐震化の普及啓発を図る。

平成 23（2011）年度～平成 31（2019）年度	・ 戸別訪問 4, 074 棟を実施 ・ アドバイザー派遣
令和 2（2020）年度～令和 7（2025）年度	・ 戸別訪問 未実施の約 2, 000 棟 ・ アドバイザー派遣

（２）耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては、職員等の戸別訪問等によりヒアリングを実施し、意向確認のもと助成制度の説明を改めて行い、耐震化を促す。

（３）改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組

- 東京都主催による耐震改修事業者の技術力向上に資する講習会を活用し、市ホームページ等で当該講習会を周知することにより、市内事業者の参加を促し、東京都と連携して事業者の技術力向上を図る。
- 東京都及び建設関係団体と連携し、耐震改修事業者リストを作成し、窓口等での紹介、閲覧を実施する。

（４）耐震化の必要性に係る普及・啓発

- 耐震化に係る本市の助成制度や耐震改修工法・装置を紹介したパンフレットを、市役所窓口や各種イベント等において配布すると共に、市ホームページや広報に掲載し市民に広く周知する。
- 立川市総合防災訓練等において、市民を対象に耐震化促進に関する情報提供を行う。

8 進行管理

毎年度、耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況及び市民の耐震化に関するニーズ等を把握し、検証した上で課題、改善策をアクションプログラムの取組内容に反映させる。